

よくあるお問合せ

Q1 補助対象となる経費は何ですか。

A 景品類に係る経費、名産品開発費、広告宣伝費が補助対象となります。各費目の詳細については、募集要領7～8ページをご確認ください。

Q2 賞金や金券類は補助対象経費に含まれますか。

A 補助対象経費に含まれません。ただし、「名産品」に係る引換券については補助対象経費に含まれます。

(補助対象外経費となるもの)

- ・金額が記載され又は電磁的に記録されている証票等
例) 商品券、ギフト券、お米券、テレホンカード 等
- ・物品又は役務の数量が記載され又は電磁的に記録されている証票等
例) ビール券、カタログギフト券 等

(補助対象経費となるもの)

- ・「名産品」として決定した商品・サービスの引換券等
例) 「名産品」として決定した、個店Aで提供している料理の引換券や個店Bで提供しているマッサージ券 等

※商店街が引換券を購入したことが分かる領収書が必要となります。

※名産品以外の商品・サービスも購入できる商品券等は補助対象外です。

Q3 抽選会を行う場合、景品類の制限はありますか。

A 抽選会(共同懸賞)を行う場合は、景品類に係る経費の20%以上が名産品となるように設定してください。補助対象外経費はこの割合に含みません。

例1) 名産品2万円分、一般商品8万円分(計10万円分)の場合

⇒景品類に係る経費の20%以上が名産品となっているため、10万円分が補助対象経費となります。

例2) 名産品1万円分、一般商品9万円分(計10万円分)の場合

⇒景品類に係る経費の20%以上が名産品となるように設定する必要があるため、一般商品4万円分と合わせた計5万円分が補助対象経費となります。残りの一般商品5万円分は、補助対象外経費として扱います。

例3) 名産品2万円分、一般商品8万円分、商品券5万円分(計15万円分)の場合

⇒景品類に係る経費の20%以上が名産品となっているため、10万円が補助対象経費となります。(商品券は補助対象外経費のため、経費の割合に含みません。)

例4) 名産品2万円分、一般商品7万円分、商品券6万円分(計15万円分)の場合

⇒景品類に係る経費の20%以上が名産品となっているため、9万円が補助対象経費となります。(商品券は補助対象外経費のため、経費の割合に含みません。)

Q4 景品類に係る経費の金額は何の価格で計算すればよいですか。

A 申請者である商店街団体等が生産者・販売店より仕入れた時の価格で計算してください。

(実績報告時、宛名が商店街団体等の正式名称になっている領収書が必要です。)

例1) 個店Aで500円で販売している商品を、商店街団体等が500円で仕入れた場合

⇒景品類に係る経費は500円、個店Aからの領収書が必要です。

例2) 個店Bで500円で販売している商品を、商店街団体等が300円で仕入れた場合

⇒景品類に係る経費は300円、個店Bからの領収書が必要です。

例3) 商店街事務局で500円で販売している商品を、業者から300円で仕入れた場合

⇒景品類に係る経費は300円、業者からの領収書が必要です。

例4) 商店街事務局で500円で販売している商品を、商店街事務局で生産している場合

⇒個別の事情を勘案しての回答となりますので、当課まで直接お問合せください。

Q5 既に仕入れた商品を景品類に係る経費に含めることは可能ですか。

A 交付決定日より前に発注した商品については、補助対象外となります。補助の対象となる事業期間等については、募集要領10ページをご確認ください。

Q6 仕入れた商品の一部を景品類に係る経費に含めることは可能ですか。

A 可能です。ただし、実績報告時に、請求書及び領収書に内訳を明記してください。

例) 業者から150個仕入れ、100個を景品、50個を商店街事務局で販売する場合

⇒業者からの請求書及び領収書に「100個を景品、50個を商店街事務局で販売」と明記し、100個分を景品類に係る経費として計上してください。

Q7 余った景品類は、補助対象経費に含めることは可能ですか。

A 補助対象外経費です。実績報告時に、請求書及び領収書に内訳を明記してください。

例) 景品として150個仕入れ、140個を景品として配布し10個余った場合

⇒請求書及び領収書に「140個を景品として配布」と明記し、140個分を景品類に係る経費として計上してください。

Q8 複数の商店街が連携して一つの申請とすることはできますか。

A できません。

*ただし、複数の商店街が連携して「名産PR事業」を実施すること自体は可能です。

例) 複数の商店街(商店街A、B)が連携して、「名産PR事業」を実施する場合

⇒例えば、複数の商店街(商店街A、B)が連携して開発した名産品を、商店街A、Bの名産品として各々申請し、合同で実施する抽選会等の景品類として取扱うことは可能です。(この場合は、実績報告時に、商店街A、Bが宛名となっている、各々

が負担した金額分の領収書が必要となりますのでご注意ください。)